

初 鹿 通 信

第 125 号

平成 29 年 5 月 吉日

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
- 経理担当者
- 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <http://www.hatsushika-kaikei.com/>

お気軽にご相談ください 中小企業・小規模事業者向け各種補助金

○新製品事業化促進助成事業

県内に事業所を有する中小企業者や小規模企業、中小企業や小規模企業のグループなどに対して新製品の事業化のために必要なマーケティングやブランディング、デザイン開発などに要する経費の一部を助成します

・助成限度額及び助成率

助成限度額は 100 万円。対象経費の 2/3

・対象となる事業

- ①商品およびデザイン開発事業
- ②新製品に関する情報収集事業
- ③新製品に関する市場開拓事業
- ④新製品に関する情報収集事業又は市場開拓事業に準ずる事業

・受付締切：平成 29 年 5 月 26 日（金）

○山梨みらいファンド助成事業(やまなし産業支援機構)

県内において創業又は経営の革新に取り組む中小企業等支援のための助成事業です。

・開業資金助成事業 製造業・情報通信業を開業予定又は、開業 5 年未満の者が必要とする経費の一部を助成。

製造業、専門サービス（機械設計業）限度額 200 万円（助成率 対象経費の 2/3）

情報通信業限度額 100 万円（助成率 対象経費の 2/3）

・みらいファンド新製品研究開発支援事業

県の地域資源を活用して新製品・新技術の製品化の取り組みに必要とする経費の一部を助成。限度額 300 万円（助成率 対象経費の 2/3）

・みらいファンド新製品販路開拓支援事業

県の地域資源を活かして行う新製品・新技術の販路開拓の取り組みに必要とする経費の一部を助成。限度額 150 万円（助成率 対象経費の 2/3）

・受付締切：平成 29 年 5 月 19 日（金）

どうぞ、お気軽にお問い合わせ下さい。